

第782回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年11月28日（月曜日）午後1時30分
2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室
3. 出席者（13名）

1 番 今津 久雄	3 番 浦田 久永	5 番 小島 久司
6 番 川島 照久	7 番 黒岩 重光	9 番 所谷 頼尚
10 番 西山 讓	11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之
13 番 細川 壯	14 番 細川 秀信	16 番 保田 稔
17 番 山口 一晴		
4. 欠席者（4名）

2 番 岩本 誠司	4 番 小川 節美	8 番 田村 磨利
15 番 松本 功		
5. 事務局等出席者
事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司
6. 付議案件
議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 宿毛市農用地利用集積について

- 議長　　これより第782回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、16番保田稔委員、17番山口一晴委員にお願いします。
- なお、2番岩本誠司委員、4番小川節美委員、8番田村磨利委員、15番松本功委員より宿毛市農業委員会規定第10号の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。
田村委員さんは、女性委員の研修会に出席しております。
- 議長　　これより議事に入ります。
- 議長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。
- 事務局員　　それでは説明させていただきます。
番号23番です。場所は2ページに位置図をつけております。芳奈から山田方面けんみん病院へ向かう市道から山側に少し入った農地になります。
譲渡人は、現在横浜市に在住しており一時的に芳奈と横浜との間を行き来しておりますが、今後農業を行う予定もないことからこのたび売買することになりました。取得後は、柿を作るとの計画が出されております。
本申請は双方から委任を受けた中脇行政書士（四万十市）から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
次に番号24番です。場所は先程と同じ2ページになります。全部で6筆あり、そのうち1筆は畑で、先程ご説明いたしました市道から山側に少し入った農地になります。その他は、ほ場整備をしている農地5筆になります。また、譲渡人も同様であり内容につきましても売買で、取得後は畑では柿を、田では水稻を作るとの計画が出されております。
本申請は双方から委任を受けた中脇行政書士（四万十市）から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
次に番号25番です。場所は3ページに位置図をつけております。市立二ノ宮保育園の向かい側、主要地方道宿毛津島線沿いに広がる農地のうちの1筆になります。売買で、取得後は水稻を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に番号26番です。場所は4ページに位置図をつけております。奥奈路橋を渡り左側、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

祖父から孫への贈与で取得後は水稻を作るとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きます、受付番号23番及び24番について芳奈地区担当の細川委員さんをお願いします。

○細川委員 【議案書をもとに23及び24番朗読】

23日に●●さんには電話で、●●●●さんにはこの番号におりませんで、現に神奈川県の方にやっと電話が分かりまして電話連絡をしております。間違いないのでよろしくという事でした。

これも23日に電話で確認をいたしまして、●●●さんは68歳で現役の農家だそうです。間違いないのでよろしくという事でした。以上です。

○議長 続きます、受付番号25番について二ノ宮地区担当の川島委員さんをお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに25番朗読】

双方とも電話で聞きましたら間違いないということでしたので、審議のほどよろしくをお願いします。また、あの●●●●君はお父さんと一緒に田んぼを242㎡じゃない、242a作っている。これは間違いないし、またこれからもずっと全部の田んぼを遊ばした所もないし、作ると思いますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長 続きます、受付番号26番について橋上地区担当の濱田委員さんをお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに26番朗読】

23日にこちらに行きまして、●●さんにおじさんになるんですが確認し

ました。同じ敷地内に一緒に住んでいる●●君もおりまして確認しました。

ここにありますように、譲受人の耕作状況 92.87 a ということで、おじいさんはもう高齢でほとんどしないで、息子、養子ですけど、息子と孫が畑、田んぼ等をやっていますので問題ないと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 最近、中村市（四万十市）の方が宿毛市へ今まであまりなかったですけど、この確認は、中村市（四万十市）へむいて面積を含めてしちょうかね。

○事務局員 確認しております。

○議 長 それともう一点気になるがは、街の真ん中に住所になっちょうが細川委員さんから耕作しよる言いよったけんど、宿毛で芳奈あたりで作りよう。

○細川委員 現役で農業やりよりますということやったけん。

○議 長 137.51 a 作っているということ。

○事務局員 はい。

○濱田委員 利用権設定みたいながするよりも、売買で売ると、売りたいとそれが必要なかったら。

○議 長 まあそれはね、個人の事情があるろうけん。よそおった人はこっちの方に売るがやったら。

○細川委員 ええ建てたきれいな家があるがやけんどね、あるがやけんどほとんど年に 2 回帰るか帰らんか、これ載っちょう番号で何回もやったけんど全然使われておらんみたいだね。

○議 長 芳奈村に対する悪影響はないろうかね。これからみんなで取り組んでいくぞという。

- 濱田委員 結構ええ場所やね。芳奈村も欲しいわね。欲しいというか。
- 議 長 恐らく一緒に取り組んでもらわんと困るわね。
- 川島委員 百姓するについてわよ、距離は関係ないがかえ。僕が借りに清水に作りに行くとかいうたら。
- 議 長 前にありよったね。
- 事務局長 この場合は、四万十市から芳奈ですんでね、距離的には問題ないはと思います。
- 議 長 そしたら大丈夫やないろうか。清水らあも。高知辺りやったらちいとうが悪いけど。
- 川島委員 宿毛から山田、芳奈へ作りに行きよう人がおるけんね。
- 議 長 今こっちへ土地を持ちよって、高知で兼務しよう人らあがおるけん、昔から。
- 細川委員 この人らトラクターを道路走らしてくるろうかね。
- 川島委員 中村からかえ。
- 議 長 恐らくそれは無いろう。誰かに作ってもらいようろう。
- 議 長 裁決に入ってよろしいですか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」4件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第1号」4件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは、議案書5ページになります。今回の4件につきましては、全て再設定になります。まず、92番。場所は、黒川、今城建設の向かい側、中筋川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、洋蘭を作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号93番。場所は、芳奈から山田方面けんみん病院へ向かう市道、大道トンネルの手前を山側に進んだ所に広がる農地のうちの2筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

次に番号94番。場所は、竹部、山田川沿いに広がる農地のうちの2筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

最後に番号95番。場所は田村内科クリニックの向かい側、与市明川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 続きまして、92番について、黒川地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに92番朗読】

●●●●さんは息子さんで、実際は●●●●さんが電話に出て対応しました。これは再々設定でもう 20 年前から設定しよりまして、先程おっしゃったように洋蘭のハウスが建っているところです。よろしく申し上げますということです。以上です。

○議長 西山委員さん、今の●●●●君が主体として洋蘭やりようけん。●●さんは。

○西山委員 やりようけんど、電話対応してくれたのは、●●●●さん。

○議長 まあね、実質は●●君がやって、お父さんは引いた状態で

○西山委員 ●●さんが対応してくれたので話をしました。

○議長 それはかまんろう。

○議長 続きまして、93 番について、芳奈地区担当の細川委員さんお願いします。

○細川委員 【議案書をもとに 93 番朗読】

23 日電話で双方に確認をして間違いないとのこと。●●●●さんはお母さんがこっちに長いことおりましたが、もう亡くなって現在生家も更地となっております。多分帰ってくることは無いと思いますが、●●●●は私と同級生でありまして農業を営んでおります。間違いありませんのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長 続きまして、94 番について、山田地区担当の今津委員さんお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに 94 番朗読】

兩名に直接会って間違いないか問い合わせたところ、よろしく頼むというのであります。よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、95 番について、鷺洲地区担当の保田委員さんお願いします。

- 保田委員 【議案書をもとに95番朗読】
 実は●●さんの方から私が電話するまでに電話くれまして、再設定で●●さんもえい人で自分もなかなか腰も痛くて大変やけど、まあ一回やろうかということでなったそうです。
 あの1筆4,500になっちゃう、実際切図は3筆だですけど、それはまあ関係ないですね。
- 所谷委員 合筆しちょうがやろ。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 議 長 これで再設定は92、93みんなか。
- 事務局員 4件全て再設定です。
- 議 長 4件全て再設定ということだそうですので、あんまり問題ないと思います。

 (審議中)
- 議 長 ほかにご意見等ございませんか。

 (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決に入ります。議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」4件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

 (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、議案第2号4件については、市に通知することに決しました。
- 議 長 続きまして協議事項に入ります。
 宿毛市の下限面積の設定についてを議題といたします。
 宿毛市の下限面積については、先の農地法改正時において「30a、ただ

し、沖の島地区については10a」と設定しております。

この下限面積の設定については、毎年、委員会総会にて協議する必要がありますので、協議いたします。事務所より説明させます。

(下限面積の設定について)

○事務局員 それでは、委員の皆さんに協議をしていただきたい件について、私のほうから説明させていただきます。

これは毎年のことになるのですが、農地の下限面積についてです。下限面積は農地法第3条第2項第5号で決められており、簡単に申し上げますと、農地を取得する場合には、北海道は2ha、都府県では50aの面積を持っている方じゃないといけませんよ、というものです。さらにこの法律の中では、農業委員会が農林水産省令の基準に従ってであれば50aではなく「別段の面積」を決められる、ということになっていまして、本市ではそれに基づいて沖の島が10a、それ以外は30aというように決めているところで、前置きが長くなりましたが、農林水産省から、この「別段の面積」については毎年検討し公表することとされているため、特に変更がないと思われる場合であっても、年に1回協議をお願いしております。現状のままでもよいということであっても、現状のままでもよいことを一旦ここで決定していただければと思います。なお、幡多の近隣市町村は30aとなっておりますので申し添えます。ご協議をよろしくお願いいたします。

○議 長 下限面積の設定についてご意見ありませんか。

(協議) (「現状でいいです」との声あり)

○議 長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

宿毛市の下限面積については、別段の面積の基準 農地法施行規則第20条に基づき協議した結果、別段の面積として「30a、ただし、沖の島地区については10a」と設定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、宿毛市の下限面積については「30 a、ただし、沖の島地区については 10 a と設定することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 事務局から 1 点お知らせいたします。

前回の総会でもお知らせいたしましたが、例年開催されております農業祭への農地・農業者年金相談コーナー開設についてです。4 月の産業祭同様に、次の日曜日（4 日 9：00～16：00）に開催されます農業祭へ農地・農業者年金相談コーナーを開設します。

相談コーナーは宿毛支所の 3 階へ開設し、当日は事務局のほか農業会議から 1 名スタッフを配置し、農地や農業者年金の相談対応にあたります。

現在、農業者年金の加入推進の取り組みとして既にご案内のとおり今年度 2 名の新規加入を目指しておりますので、つきましては、委員の皆さまからも、若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただけますよう、お願いいたします。

事務局からは以上です。

○議 長 僕からも是非、今度は農協でやりますので全員の委員さんが顔を出してご協力しちゃっていただきたいと思います。

○濱田委員 これ毎年行って農協の若い青壮年部があるがよ、餅ついたりいろいろしようけん。そこへ向いて一緒に行ってそこで勧誘いう話をしたら、パンフレット薦めたらと。

○議 長 是非そういう形でみんなで頑張ってみましょう。女性委員ばかり任かせてもいけないので。

○議 長 その他無いですかね。そしたら僕の方で、先の委員会で先進地の視察の案件を今日決めると、この前選任いただいた委員さんで。その方は残っていただきたいと思います。

それから視察先、日にち等についてみなさんご意見がございますか。何かここに行ったらどうやろか、いつ頃ええことないろうとか。日にちと行くところを今日この後でもう決定させてもらいますけん。何かどうやろかというところがあれば。

- 細川委員 もう決められたら待つしかない。今から何か月先のこと。
- 議 長 日にちはどんなもんやろうかね、だいたいいつ頃が。3月31日までに行かないかんと思いますけど。
- 今津委員 日帰りやろ。
- 議 長 日帰り。
- 今津委員 そしたらいつじゃちかまんろ。
- 濱田委員 3月は結構忙しいろう、いろいろある。できたら2月がえい。
- 議 長 そんな意見を踏まえて、この間選任いただいた委員に。
- 議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第782回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時5分時閉会

平成28年11月28日

会　長

農業委員

農業委員